「憲法・人権担当取締役」？

副会長　山内 一浩（44 期）

主な担当業務
広報，人権擁護，法教育，男女共同参画，両性の平等，憲法問題，労働法制，消費者問題，外国人の権利，税務特別，厚生，関弁連，記者懇談会，夏期合研，調査室

今年度役員選挙の後の新理事予定者の打合せの際に，菊地会長が「会社で言えば理事者は取締役。会のマネジメントにしっかり取り組んでいこう」と述べられたことを，今でもよく覚えています。

その後各副会長の担当が決まりましたが，「取締役」をキーワードに，私の独断と偏見で比喩的（各副会長が，下記に挙げていない重要な業務もたくさん担当されており，また担当業務について違う側面，見方も当然あるという意味）にいうと，太田副会長は「専務取締役」。ここにはとても書けない様々な問題も処理されており，「日弁連担当取締役」でもあります。日向副会長はいうまでもなく「財務担当取締役」。公設事務所，会費減免，会館運営，図書館，大震災対策なども担当されています。木田副会長は刑事弁護・子どもと民事訴訟の両方を担当するいわば「訴訟実務担当取締役」。「多摩担当取締役」でもあります。相川副会長は法律相談や研修等を担当する「会員支援担当取締役」ないし「業務改革担当取締役」。活動領域拡大に邁進されています。石本副会長は市民窓口，非弁取締などを担当する「不祥事担当取締役」。いくつもの不祥事の芽を摘み，「修習担当取締役」でもあります。こうして改めて見てみますと，各副会長の個性や持ち味，そして得意分野などに応じて，実にうまい役割分担が予定調和のように出来ていると思います。

そして私。厚生担当はいても，普通の民間会社に「憲法・人権担当取締役」なんていないでしょう。でも，そうなのです。憲法センターをはじめ，人権擁護，消費者問題，労働法制，外国人，両性の平等，男女共同参画。そして税務も「納税者の権利」を念頭に活動しておられます。また，公正で民主主義的な社会を担う市民を育てることを目的とする法教育も，人権的側面で捉えることができると思います。

現政権に様々な動きがあり，今年度これら委員会は大忙しです。例えば，これら委員会等が担当する課題について私が発出に携わった会長声明や意見書，パブリックコメントは，現時点（11月上旬）までで12本あります。憲法と基本的人権擁護の見地から，会としてきちんとした意見表明を行い，必要な活動を適切に行っていくお手伝いをすることに，とてもやりがいを感じています。12月に通常国会が召集されれば，ますます忙しくなりそうです。

もう1つは，「広報担当取締役」です。ウェブサイト更新やLIBRA発行，各種文書・動画等の発信，プレスセミナー開催等の狭義の広報活動自体，とても幅広いものですが，その他に市民交流会の実施，ロゴグッズの製作等もあります。多くの時間を取られていますが，会のイメージアップや会員の活動領域の拡大，活性化等に貢献すべく，こちらも大きなやりがいを感じています。

未だに不十分な点も多々あると思いますので，忌憚のないご意見をお寄せ下さい。任期終了まで精一杯頑張ります。今後とも宜しくお願い致します。